

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）に関するお知らせ

当院では、医療従事者の処遇改善（賃上げ）に向けた取り組みを行うため、厚生労働省の定める施設基準に基づき以下の通り「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定しております。

・算定項目：外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）



・対象職種：当院に勤務する看護職員、准看護師、医療事務作業補助者、受付事務職員、その他コメディカルスタッフ（医師を除く）

・取り組み内容：国が定める賃上げ目標を達成する為、取得した診療報酬を全額、対象職員の基本給や手当等のベースアップ（処遇改善）の財源として適切に充当しています。

医療従事者の人材確保と、質の高い医療体制を維持・向上させるための措置となります。何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月1日

医療法人博慈会

ユーカリが丘 PHC ファミリークリニック

院長